建設リサイクル法書類作成等の手引
（公共工事）

令和８年10月

東　　京　　都

目　　次

１　建設リサイクル法 1
２　対象建設工事 1
３　法に係る事務手続き 2
（１）法に基づき行う事務手続き 2
（２）様式の入手方法 5
４　通知書の作成方法 6
（１）通知書の提出部数 6
（２）通知書の構成 6
（３）通知書の綴り方 6
（４）通知書の提出先等 6
５　特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等 10
（１）特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向 10
（２）特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向 10
（３）その他 10

様式集・記入例（通知書） 11

届出（通知）済シール 15
届出（通知）済シールの例 16
届出（通知）済シールの貼付箇所 17

様式集・記入例（その他の様式） 18
（１）説明書 20
（２）告知書 29
（３）法第１３条及び省令第７条に基づく書面 32
（４）法第１３条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用） 45
（５）再資源化等報告書 52

参考資料 64
問合せ先一覧 65
建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事 66
重量換算係数表 67
建設リサイクル法と石綿の関係Ｑ＆Ａ 68
建築物の解体・リフォーム工事前には有資格者によるアスベストの事前調査が必要です！ . 70
石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１） 72
石綿飛散及びばく露防止対策の概要（２） 73
石綿飛散及びばく露防止対策の概要（３） 74
石綿飛散及びばく露防止対策の概要（４） 75
労働安全衛生法・石綿障害予防規則（石綿則）の概要 76

１　建設リサイクル法

建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進し、資源の有効な利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号（通称：建設リサイクル法）。以下「法」という。）が、平成 14 年５月 30 日に完全施行されました。

一定の規模以上の工事の実施に当たっては、あらかじめ都道府県知事等への通知が義務付けられるとともに、説明、告知、契約、完了報告等の事務手続きや特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務が課せられています。

本手引は、公共工事の施行における、法に規定する通知等の手続きに関して必要な書類作成等を解説するものです。

ただし、公共工事であっても法第 11 条の対象とならない場合(※)があり、その場合は法第 10 条に基づく届出が必要になります。

※各高速道路株式会社、日本郵政株式会社関係、公立大学法人（根拠法：地方独立行政法人法）等

２　対象建設工事

法第９条第１項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号。以下「政令」という。）第２条に規定された規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」という。）の施工に当たっては、法の規定により各種の事務手続きが必要です。

対象建設工事は、表－１及び表－２に該当する工事です。

（表－１）対象建設工事の定義

対象建設工事の定義	①特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事であって、規模の基準（表－２）以上のもの
	②その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準（表－２）以上のもの

※コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいいます。

（表－２）対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m^2
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m^2
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)※１	請負代金の額※３ １億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※２	請負代金の額※３500 万円

※１建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。
※２建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。
※３請負代金の額には消費税を含みます。

３　法に係る事務手続き

対象建設工事について、建設リサイクル法では、事前説明、工事の通知、契約、告知、再資源化等完了報告等の各種の事務手続きが義務付けられており、以下の事務の流れにより必要な手続きを行う必要があります（図－１参照）。

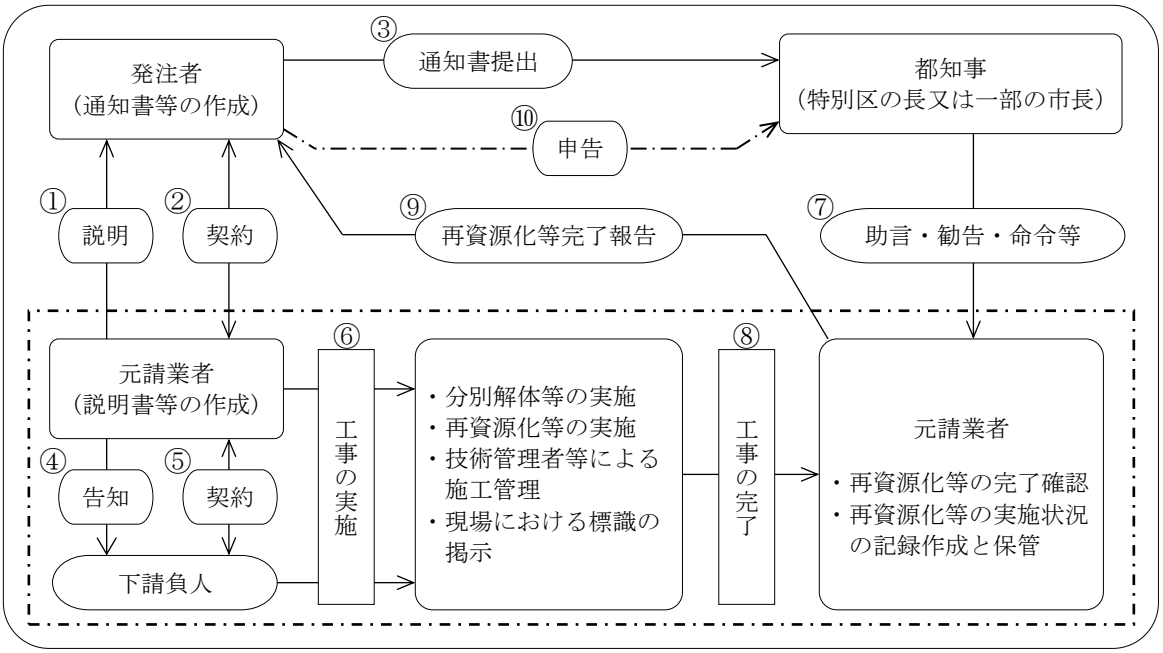

（図－１）法の事務の流れ

（１）法に基づき行う事務手続き

対象建設工事については、建設リサイクル法に基づき、以下の事務手続きを行ってください。（表－３中の番号は、（図－１）法の事務の流れの番号（①～⑩）と対応しています。）

（表－３）事務手続きの内容

番号	手続き	内容	様式
①	説明	《落札者等→発注者》法第 12 条第１項 ○対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、「説明書」を作成し、対象建設工事を発注した者（以下「発注者」という。）と工事請負契約を締結する前までに、発注者が指定する部署へ提出する必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	説明書
②	契約	《落札者等←→発注者》法第 13 条第１項、第２項 ○落札者等は、工事請負契約書の作成に当たっては、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号、以下「省令」という。）第７条で定める事項を記載した書面（「法第 13 条及び省令第７条に基づく書面」）を綴り込む必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

		（書面の記載事項） ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）※１ ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用※２ 　なお、落札者等は、これらの費用の見積もりに当たっては、適切にその費用を算定する必要があります。 ※１解体工事に要する費用：分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含みません。 ※２再資源化等に要する費用：特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用。	
③	通知	《発注者→行政庁》法第 11 条 ○発注者は、工事に着手（※）する前にあらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する行政庁（「届出（通知）受理窓口一覧表」を参照）に「通知書」を提出する必要があります。様式は法定されていませんが、できる限り、本手引に掲載されている様式を使用してください。 ※工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業（調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など）は含みません。	通知書
		○当該対象建設工事の工事請負契約を締結した相手（以下「元請業者」という。）は、監督員から「通知書」の行政庁への提出を代行するよう指示された場合は、工事に着手する前にあらかじめ提出する必要があります。	
		○通知に当たっては、行政庁の担当者から「届出（通知）済シール」が交付されますので、元請業者に渡し、工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付するよう伝えてください。「届出（通知）済シール」は、法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組です。御協力をお願いします。	届出（通知）済シール
④	告知	《元請業者→下請負人》法第 12 条第３項 ○元請業者は、請け負った工事を他の建設業者（以下「下請負人」という。）に請け負わせようとするときは、下請契約締結前の段階で、法第 12 条第３項の規定に基づき、法第 12 条第１項に基づき行った事前説明の内容（説明書の記載事項）について、「告知書」により、下請負人に告げる必要があります。様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。また、元請業者は告知書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。	告知書
		○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が再下請負人に対し告知するよう指導する必要があります。	
⑤	契約（下請契約）	《元請業者→下請負人》法第 13 条第１項 ○元請業者は、下請負人と下請契約を締結する場合においては、「法第 13 条及び省令第７条に基づく書面」を作成し、「下請契約書」に綴り込む必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。 （記載事項） ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。） ・再資源化等に関する事項については、「該当なし」と記載します。	法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

		（解説） 　請負者は、「法第 13 条及び省令第７条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第５項及び第６項、同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第６条の２並びに同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しません。	
		○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が「法第 13 条及び省令第７条に基づく書面」を作成し、「再下請契約書」に綴り込むよう指導する必要があります。また、元請業者はその再下請負契約書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。	
⑥	工事 実施	○主任技術者又は監理技術者の設置（建設業法第 26 条）及び建設業許可標識の掲示（建設業法第 40 条）が義務付けられています。請負業者は、発注者から渡された「届出（通知）済シール」を解体工事業者登録標識又は建設業許可標識の余白又は空白部に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし廃棄してください。「届出（通知）済シール」は、法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組です。御協力をお願いします。	
⑦	助言 勧告 命令	《行政庁→受注者》法第 14 条、法第 15 条、法第 19 条、法第 20 条、法第 42 条、法第 43 条 ○通知書を受理した行政庁等は、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。	
⑧	工事 完了	《元請業者》 ○元請業者は、特定建設資材に係る分別解体等の完了の後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了を産業廃棄物管理票（マニフェスト）などにより確認してください。	
⑨	報告	《元請業者→発注者》法第 18 条第１項 ○元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面（「再資源化等報告書」）で報告する必要があります。また、当該再資源化等の実施状況の記録（「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」）を作成し、これを保存する必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	再資源化等報告書 再生資源利用（促進）計画書（実施書）
		（報告の記載事項） ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	
		※「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「コブリス・プラス」により作成することができます（ただし、使用契約の締結が必要です。）。 一般財団法人日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター） 電話 03-6261-4324 https://fkplus.jacic.or.jp/	
⑩	申告	《発注者→行政庁》法第 18 条第２項 ○発注者は、法第 18 条第１項に基づく元請業者から再資源化等完了報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。	

（２）様式の入手方法

○法定様式、参考様式ともに本手引に示すものを使用できます。各様式は、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

ＵＲＬ　https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/guido04

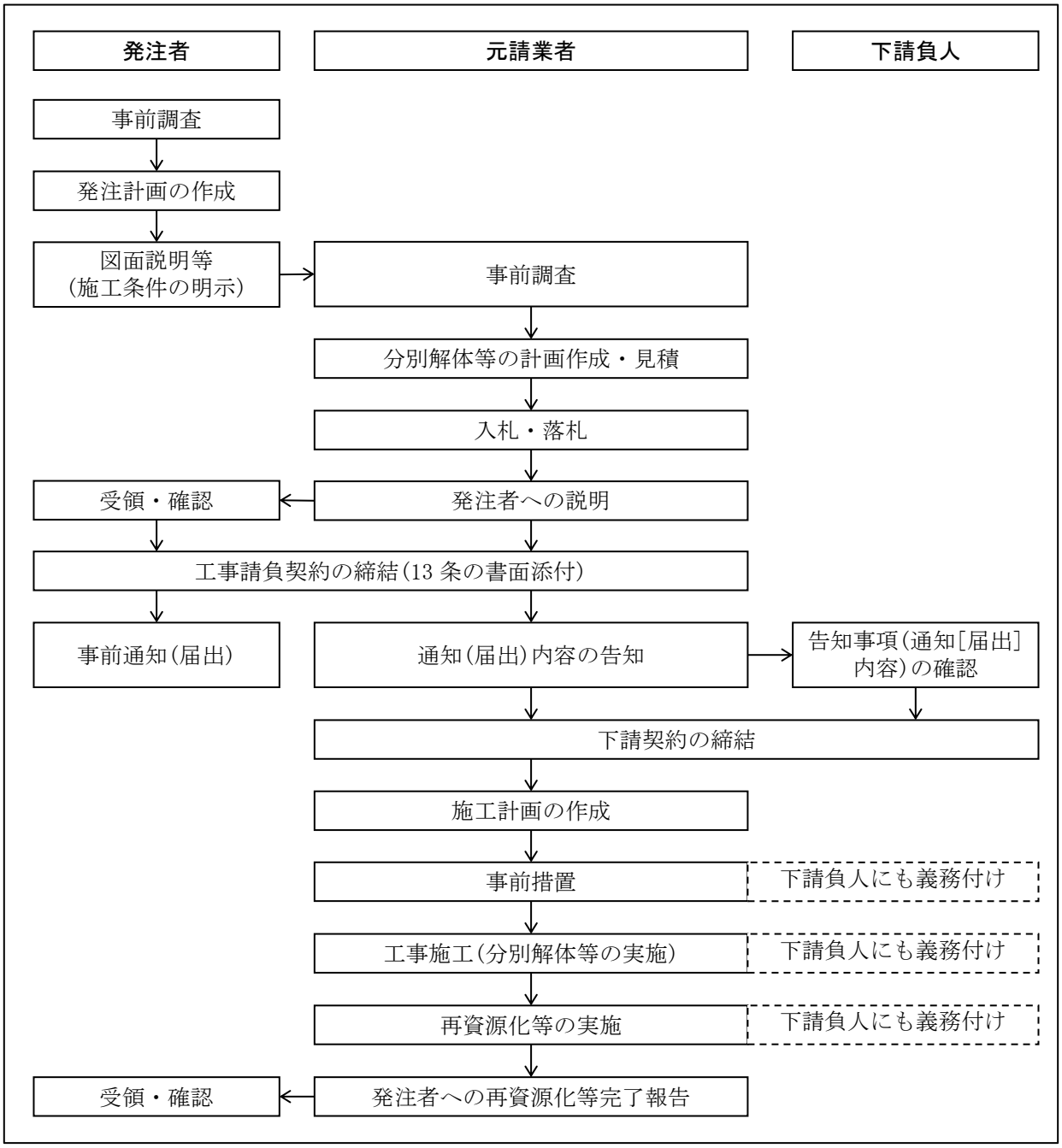

（図－２）事務手続きフロー

４　通知書の作成方法

対象建設工事の発注者は、工事に着手する前に、あらかじめ、工事の場所を所管する都又は特定行政庁に通知書を提出する必要があります。通知書は以下のとおり作成してください。

（１）通知書の提出部数

東京都規則に基づき、通知書の提出部数は正副の２部とします。受理後は副本を返却しますので、副本は正本のコピーで結構です。通知に当たっての手数料等は必要ありません。

（２）通知書の構成

通知書は、以下のものを作成し綴り込んでください。

（表－４）通知書の様式

提出書類	様式等
通知書	本手引に示す様式
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色するなどして明示し、大きさはＡ４サイズとしてください。

（３）通知書の綴り方

通知書は、以下のように綴り込んでください（図－３参照）。

通知書等の綴り方は、
①通知書：Ａ４
②案内図：Ａ４
の順に綴り、左側１箇所又は２箇所を固定してください。なお、両面複写であっても差し支えありません。

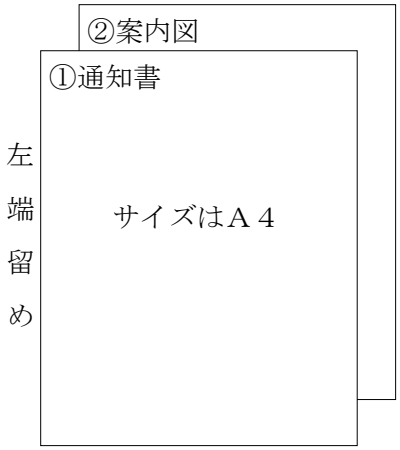

（図－３）　通知書の綴り方

（４）通知書の提出先等

次頁の「届出（通知）受理窓口一覧表」を参照してください。

届出(通知)受理窓口一覧表（区部）

地域	区分	受理窓口		
特別区の区域	都が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事の事務となる場合については、都が受理（延べ面積 10,000m²超の建築物に係る工事等、詳細は９ページ）		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
		都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3373
	区が受理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の事務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
		千代田区 環境まちづくり部	建築指導課	千代田区九段南 1-2-1 03-5211-4315
		中央区 都市整備部	建築課	中央区築地 1-1-1 03-3546-5463
		港区 街づくり支援部	建築課	港区芝公園 1-5-25 03-3578-2310
		新宿区 都市計画部	建築指導課	新宿区歌舞伎町 1-4-1 03-5273-3745
		文京区 都市計画部 土木部	建築指導課(建築工事関係) 管理課(土木工事関係)	文京区春日 1-16-21 03-5803-1267 03-5803-1242
		台東区 都市づくり部	建築課	台東区東上野 4-5-6 03-5246-1343
		墨田区 都市計画部	建築指導課	墨田区吾妻橋 1-23-20 03-5608-1307
		江東区 都市整備部	建築課	江東区東陽 4-11-28 03-3647-9743
		品川区 都市環境部	建築課	品川区広町 2-1-36 03-5742-6771
		目黒区 都市整備部	建築課	目黒区上目黒 2-19-15 03-5722-9642
		大田区 まちづくり推進部	建築審査課	大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1384
		世田谷区 防災街づくり担当部 土木部	建築安全課(建築工事関係) 土木計画調整課(土木工事関係)	世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎 03-6432-7180 03-6432-7957 ※本庁舎へ移転のため、R8.12 以降変更有
		渋谷区 都市整備部 土木部	建築課(建築工事関係) 道路課(道路工事関係)	渋谷区宇田川町 1-1 03-3463-2747 03-3463-2794
		中野区 環境部	環境課	中野区中野 4-11-19 03-3228-5799
		杉並区 都市整備部	建築課	杉並区阿佐谷南 1-15-1 03-3312-2111 内線 3324･3326
		豊島区 都市整備部	建築課	豊島区南池袋 2-45-1 03-3981-0614(直通) 03-3981-1111(内線:2664)
		北区 都市整備部	建築課	北区王子本町 1-15-22 03-3908-9196
		荒川区 防災都市づくり部	建築指導課	荒川区荒川 2-11-1 03-3802-3111 内線 2843
		板橋区 都市整備部	建築指導課	板橋区板橋 2-66-1 03-3579-2578
		練馬区 建築・開発担当部	建築課	練馬区豊玉北 6-12-1 03-5984-1909
		足立区 都市建設部	建築審査課	足立区中央本町 1-17-1 03-3880-5952
		葛飾区 都市整備部	建築課	葛飾区立石 5-13-1 03-5875-7827/03-5654-8552
		江戸川区 都市開発部	建築指導課	江戸川区中央 1-4-1 03-5662-1104

届出(通知)受理窓口一覧表（多摩）

地域	区分	受理窓口		
多摩地域	都が受理	東京都多摩建築指導事務所	建築指導第一課	立川市錦町 4-6-3（立川合同庁舎内） 042-548-2056 （所管範囲） 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市
			建築指導第二課	東村山市本町 1-23-9（小平合同庁舎（仮庁舎）内） 042-313-3409 （所管範囲） 小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市
			建築指導第三課	青梅市河辺町 6-4-1（青梅合同庁舎内） 0428-23-3289 （所管範囲） 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号
市が受理	八王子市　まちなみ整備部	建築指導課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7386
	立川市　都市整備部	建築指導課	立川市泉町 1156-9 042-523-2111 内線 2337・2338
	武蔵野市　都市整備部	建築指導課	武蔵野市緑町 2-2-28 0422-60-1875
	三鷹市　都市整備部	建築指導課	三鷹市野崎 1-1-1 0422-29-9745
	府中市　都市整備部	建築指導課	府中市寿町 1-5 ※R9.1 から庁舎が移転 042-335-4476 ※電話番号も変更になる可能性
	調布市　都市整備部	建築指導課	調布市小島町 2-35-1 042-481-7513
	町田市　都市づくり部	建築開発審査課	町田市森野 2-2-22 042-724-4268
	小平市　都市開発部	建築指導課	小平市小川町 2-1333 042-312-1096
	日野市　まちづくり部	建築指導課	日野市神明 2-12-3 042-587-6211
	国分寺市　都市企画部	建築指導課	国分寺市泉町 2-2-18 042-312-8670
	西東京市　まちづくり部	建築指導課	西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎 042-438-4019

届出（通知）受理窓口一覧表（島しょ）

地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
島しょ地域	都が受理	都市整備局　市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3372
				大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、 小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表

地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
特別区・島しょ地域	都が受理	環境局　資源循環推進部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿 2-8-1（都庁第 2 庁舎 19 階北） 03-5388-3446
多摩地域		東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町 4-6-3（立川合同庁舎 3 階） 042-528-2694
八王子市	市が受理	八王子市　環境部	廃棄物対策課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7458

「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」

工種	都知事の事務	特別区の長の事務
建築物の解体工事	ア延べ面積が10,000m²を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m²以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m²以上)
	イ建築基準法第51条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m²以上)	
	ウ建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m²以上)	
	エ建築基準法施行令第138条第１項各号及び同条第３項第２号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m²以上)	
	オ建築基準法施行令第146条第１項第１号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m²以上)	
建築物の新築・増築工事	ア－１延べ面積が10,000m²を超える建築物の新築工事	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m²以上)
	ア－２延べ面積が10,000m²を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が500m²以上)	
	イ建築基準法第51条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m²以上)	
	ウ建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m²以上)	
	エ建築基準法施行令第138条第１項各号及び同条第３項第２号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m²以上)	
	オ建築基準法施行令第146条第１項第１号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m²以上)	
リフォーム等建築物の修繕模様替等工事	ア延べ面積が10,000m²を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が１億円以上)
	イ建築基準法第51条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が１億円以上)	
	ウ建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕模様替等工事(請負代金の額が１億円以上)	
	エ建築基準法施行令第138条第１項各号及び同条第３項第２号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が１億円以上)	
	オ建築基準法施行令第146条第１項第１号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が１億円以上)	
土木工事等建築物以外の工作物の工事	延べ面積が10,000m²を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)

５　特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等については、法第９条及び法第 16 条の規定に従い適正に実施しなければなりません。詳細については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の規定を参考にしてください。

ここでは、ガイドラインから、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する基本的方向に関する部分を抜粋して示します。

なお、ガイドラインは、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

（１）特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向は、以下のとおりです。

①対象建設工事 対象建設工事の施工に伴う特定建設資材に係る分別解体等は、解体工事の場合は、建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工し、新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する。
②対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り特定建設資材に係る分別解体等を行う。
③適正な分別解体等 特定建設資材に係る分別解体等は、その対象となる建築物等の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第１号。以下「施行規則」という。）第２条に規定する分別解体等に係る施工方法に関する基準に従うとともに、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材に係る分別解体等を行う。

（２）特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向は、以下のとおりです。

①対象建設工事 対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等を着実に行い、建設資材廃棄物の種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化等を適切に行う。
②対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。
③分別解体等困難物 法第９条の規定により正当な理由がある場合において分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進する。
④再資源化の原則 都内で施工する建設工事では、おおむね当該工事現場から 50 キロメートル以内に指定建設資材廃棄物である建設発生木材の再資源化施設が存することから、都関連工事においては、特定建設資材廃棄物は再資源化するものとし、縮減は行わない。

（３）その他

請負者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。

また、解体工事においては調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令を遵守する必要があります。

様式集・記入例（通知書）

第　　号
年　　月　　日

通　知　書

知事
東京都多摩建築指導事務所長
市区町村長　殿

（工事発注者）発 注 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（通　知　者）職・氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職氏名（フリガナ）			
	住所			
	電話番号	ー　　ー　　（内線　　）		
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	東京都　　市区町村		
	工事の概要	工事の種類と規模（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）		
		□建築物に係る解体工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡		
		□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡		
		□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの　用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円（税込）		
		□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（　　）注　請負代金＿＿万円（税込）		
	工期	年　月　日～　年　月　日 工事着工予定日：　年　月　日		
受注者	会社名		現場代理人氏名（フリガナ）	
	所在地	〒		
	電話番号	ー　　ー	FAX	ー　　ー

※受付番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）
注　公印省略にあたっては提出先の指示に従うこと。

記　入　例

５〇〇〇第〇〇号
令和５年〇月〇日

通　知　書

〇〇区長　殿

（工事発注者）発 注 者 名：東京都知事　　東　太郎
住　所：東京都新宿区西新宿２－８－１
（通　知　者）職 ・氏　名：〇〇建設事務所長　　建設 一郎

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所　属　名	〇〇建設事務所　工事課		
	担当者職氏名（フリガナ）	監督員　工事（コウジ） 花子（ハナコ）		
	住　　所	東京都〇〇区〇〇町〇〇－〇〇		
	電 話 番 号	０３－〇〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇―〇〇〇）		
工事の内容	工事の名称	道路築造工事		
	工事の場所	東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇地先		
	工事の概要	工事の種類と規模（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）		
		□建築物に係る解体工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡		
		□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡		
		□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの　用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円（税込）		
		■建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（舗装）注　請負代金１０００万円（税込）		
	工　　期	令和５年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 工事着工予定日：　年　月　日		
受注者	会 社 名	〇〇建設㈱	現場代理人氏名（フリガナ）	資源（シゲン）　一郎（イチロウ）
	所 在 地	〒〇〇〇－〇〇〇　東京都〇〇区〇〇町〇〇―〇〇		
	電 話 番 号	03－〇〇〇〇－〇〇〇〇	ＦＡＸ	03－〇〇〇〇－〇〇〇〇

※受付番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）
注　公印省略にあたっては提出先の指示に従うこと。

記 入 例

案　内　図

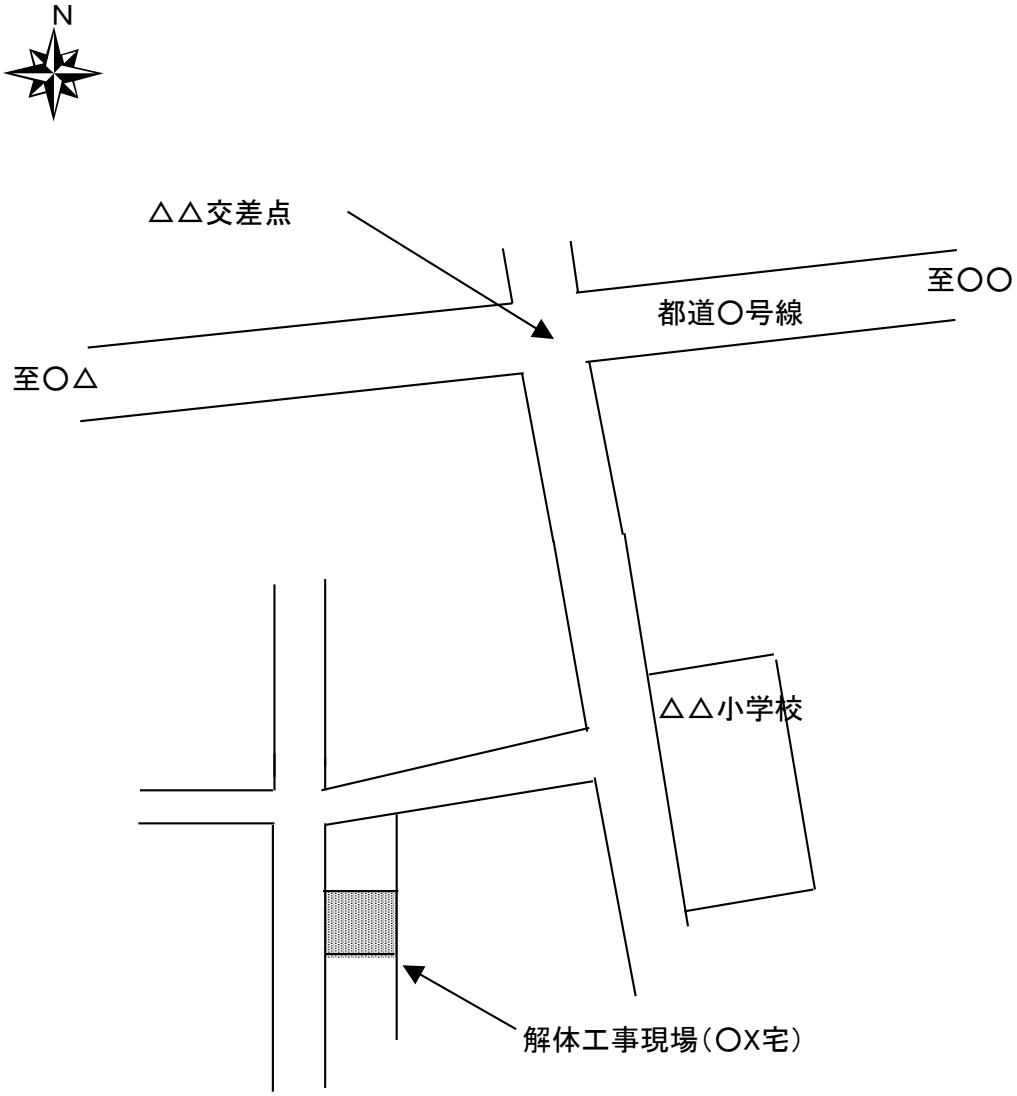

住宅地図と同等程度の記載とし、方位、縮尺、道路及び目標となる地物を明記した地図に、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色して明示する。また、できる限り工事現場の隣接地、近隣地等の目標を記入する。

届出（通知）済シール

届出（通知）済シールの例

届出（通知）をした際に、以下のような届出（通知）済シールを交付しますので、工事現場に掲示された標識に貼付してください。

（例１）

建設リサイクル法届出・通知済	
受 付 日	年　　月　　日
受付番号	
行政庁名	

２．０～３．０ｃｍ程度

５．０～６．０ｃｍ程度

（例２）

建設リサイクル法届出・通知済	
受 付 日	年　　月　　日
受付番号	
行政庁名	

※受注者の責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿
※受注者の連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿

注）この例以外のスタイルのシールを交付する場合もあります。

届出（通知）済シールの貼付箇所

標識の余白に貼付してください。ただし、余白がない場合又は入りきらない場合は、標識様式の文字を隠さない場所に貼付してください。

１．（建設業許可業者の場合）※建設業法施行規則第 25 条

横　35ｃｍ以上

縦 25ｃｍ以上

建　設　業　の　許　可　票			
商　号　又　は　名　称			
代　表　者　の　氏　名			
主任技術者の氏名	専 任 の 有 無		
	資 格 名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許 可 を 受 け た 建 設 業			
許　可　番　号		国土交通大臣 知事 許可（　）第　号	
許　可　年　月　日			

余　白　　※余白であれば上下左右どこでも可　　シール貼付箇所

２．（解体工事業登録業者の場合）※解体工事業に係る登録等に関する省令第８条

横　35ｃｍ以上

縦 25ｃｍ以上

解　体　工　事　業　者　登　録　票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登　録　番　号	
登　録　年　月　日	年　　月　　日
技術管理者の氏名	

余　白　　※余白であれば上下左右どこでも可　　シール貼付箇所

注）シールは角から剥がすと剥がれやすいです。

様式集・記入例（その他の様式）

その他の様式については、公共工事の場合は、発注者が様式を定めている場合が多いので、その様式を使用してください。本手引では一般的・標準的な様式を掲載していますので、発注者の承諾が得られれば、これを使用することもできます。

なお、その他の様式の標準的な作成の仕方を次頁以降に示します。

注）別表（別紙様式１－２、別紙様式１－３、別紙様式１－４）の記入に当たり、「建築物に関する調査の結果」及び「工事着工前に実施する措置の内容」の項目の「付着物の有無」及び「その他」の欄について、該当がある場合には、必ずその内容を記入してください。

なお、事前措置や分別解体が必要な付着物・有害物質等の詳細については、パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）を参照願います。このパンフレットは国土交通省のホームページからダウンロードが可能です。

【国土交通省リサイクルホームページ】
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0308/page_030804asbestos.htm

（上記パンフレットを参考に作成）　付着物・有害物質等の例

		特定建設資材の付着物(※1)	事前措置が必要なもの(※2)	分別解体等が必要なもの
石綿	飛散性(準ずるものも含む)	・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有煙突断熱材	・石綿含有けい酸カルシウム板(2種)（耐火被覆成形板） ・配管保温材	
	非飛散性	・ビニール床タイル		・石綿セメント板　(※3) ・石綿含有けい酸カルシウム板 ・押出成形セメント板 ・住宅屋根用石綿セメント板 ・住宅外壁用石綿セメント板
その他の付着物		・吹付けロックウール ・パーライト吹付け ・打込み木毛セメント板 ・打込み木片セメント板 ・打込み発泡ポリスチレン板 ・吹付け発泡ウレタン		
その他			・ＰＣＢ含有物(廃ＰＣＢ・ＰＣＢ汚染物を含むもの) ・冷凍機冷媒フロン ・冷凍機冷媒臭化リチウム ・蓄電池 ・蛍光灯	・屋根ふき材 ・畳 ・砒素・カドミウム含有石膏ボード ・その他の内装材

（※１）建設リサイクル法で義務付けられている特定建設資材からの事前除去が必要な付着物・有害物質等の例

（※２）工事着手前に事前措置が必要な付着物・有害物質等の例

（※３）解体・改修工事等により飛散するおそれがある場合は、工事着手前に事前措置が必要

巻末の参考資料もご参照ください。

（１）説明書

（表－５）説明書の様式及び構成

<table>
<tr><th>提出書類</th><th colspan="2">様式等</th></tr>
<tr><td>説明書</td><td colspan="2">標準様式（別紙様式１－１）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">別表</td><td>建築物の解体工事</td><td>様式（別紙様式１－２）</td></tr>
<tr><td>建築物の新築・増築工事</td><td rowspan="2">様式（別紙様式１－３）</td></tr>
<tr><td>建築物の修繕・模様替等工事</td></tr>
<tr><td>建築物以外の工作物の工事</td><td>様式（別紙様式１－４）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">図面</td><td>建築物の解体工事</td><td rowspan="4">平面図・立面図・配置図等</td></tr>
<tr><td>建築物の新築・増築工事</td></tr>
<tr><td>建築物の修繕・模様替等工事</td></tr>
<tr><td>建築物以外の工作物の工事</td></tr>
<tr><td>案内図</td><td colspan="2">工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはＡ４サイズとしてください。</td></tr>
<tr><td>工程表</td><td colspan="2">標準様式（様式自由）</td></tr>
</table>

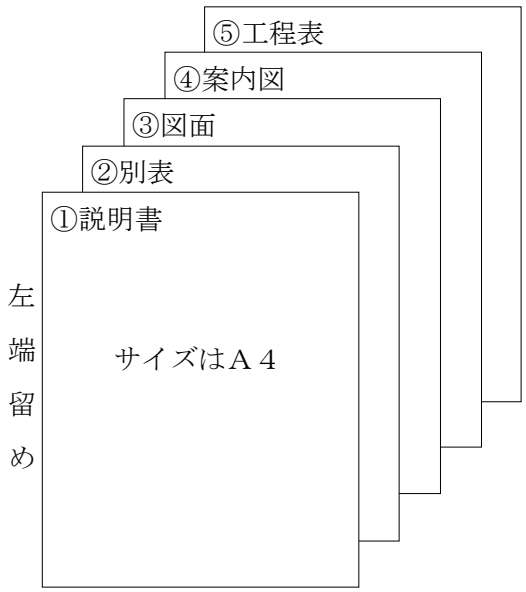

（図－４）説明書の綴り方

別紙様式１－１

説　明　書

年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．説 明 内 容　添付資料のとおり

４．添付資料（該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）

①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

□別表１（建築物に係る解体工事）

□別表２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②図面

③案内図

④工程表

説　明　書

令和５年〇月〇日

（発注者）
東京都知事　　東　太郎　　様

氏名　〇〇建設株式会社　東京支店長　　解体　進
（郵便番号〇〇〇－△△△△）電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
住所　東京都　〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

１．工事の名称　道路築造工事

２．工事の場所　東京都△△区△△町△△丁目地先

３．説 明 内 容　添付資料のとおり

４．添付資料（該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）
①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）
□別表１（建築物に係る解体工事）
□別表２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
■別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
②図面　　別紙図面のとおり
③案内図　別紙案内図のとおり
④工程表　別紙工程表のとおり

別表1　　**別紙様式１－２**　　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約___m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約_____m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	□有　（　　） □無	
	特定建設資材への付着物	□有　（　　） □無	
	他法令関係　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有　□ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) □ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等） 特定建設資材への付着（　□有　　□無　） □無	□飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) □飛散性石綿の適正処理の実施 □非飛散性石綿の適正処理の実施
	他法令関係　フロン（フロン排出抑制法）	□有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	□フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 □フロン類回収済 □フロン類回収予定
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可 不可の場合の理由（　　）	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
	（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

別表1　　**別紙様式１－２**　　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☑木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 **30** 年、棟数 **1** 棟 その他（ **住宅密集地内** ）	①築年数（又は建築年）を記載、複数等の場合は、各々記載
	周辺状況	周辺にある施設　☑住宅　□商業施設　□学校　☑病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿m その他（ **住宅密集地内** ）	②隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項

建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所　□十分　☑不十分 その他（　　）	**隣地使用の承諾済** **道路使用許可済**	③解体機械の設置場所、作業空地の状況
	搬出経路		障害物　□有（　）　☑無 前面道路の幅員　約＿＿m 通学路　☑有　□無 その他（ **大型車交通不可** ）	**交通整理員の常駐** **2トントラックで搬出**	④搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など
	残存物品		☑有（ **エアコン** ） □無	**工事施工までに引き取り依頼済**	⑤家電製品、タンス等の残存物品
	特定建設資材への付着物		□有（　　） ☑無		
	他法令関係	石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	☑有　☑ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) □ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着（ □有　☑無 ） □無	☑飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) ☑飛散性石綿の適正処理の実施 □非飛散性石綿の適正処理の実施	⑥近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合は対処について記載
		フロン（フロン排出抑制法）	□有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） ☑無	☑フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 □フロン類回収済 □フロン類回収予定	
	その他				

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☑有　□無	☑ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）	⑦原則手作業だが、機械併用の場合はその理由 注：単純に工期短縮のため等の場合は不可
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☑有　□無	☑ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）	⑧原則手作業だが、機械併用の場合はその理由 注：単純に工期短縮のため等の場合は不可 機械併用の場合は、足場等の設備を設置してもなお、1.屋根版の腐朽 2.トタン屋根のため滑りやすいなど
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☑有　□無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業の併用	⑨上部構造部分とは、基礎より上部、屋根（屋上）より下部の躯体部分を指す
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☑有　□無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　☑無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	⑩その他の場合は理由を記載
工事の工程の順序		☑上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）		⑪「分別に支障となる建設資材」：木材と一体となった石膏ボード、タイル、壁紙の塩化ビニル、窓枠の金属など
☑内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　☑不可 不可の場合の理由（ **建築物の構造上、取り外しができないため** ）		⑫「事前の取り外し」：原則木材より先に取り外す必要があるが、技術上困難である場合はその理由を記載
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン		

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）	
		☑コンクリート塊	**10** トン	□①　□②　□③　☑④　□⑤	⑬特定建設資材に限らず全ての重量を記載すること(数量は整数表示)
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤	
		☑建設発生木材	**25** トン	☑①　☑②　☑③　□④　□⑤	
	（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他				

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

別紙様式１－３　（A4）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）
分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有 （　　） □無	
	他法令関係（修繕・模様替工事のみ）　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有　□飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等)　□非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等） 特定建設資材への付着（　□有　　□無　） □無	□飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則 等） □飛散性石綿の適正処理の実施 □非飛散性石綿の適正処理の実施
	他法令関係（修繕・模様替工事のみ）　フロン（フロン排出抑制法）	□有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	□フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 □フロン類回収済 □フロン類回収予定
	その他		

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事　□有　□無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
	④屋根	屋根の工事　□有　□無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
	⑥その他 （　　）	その他の工事　□有　□無

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

別表2

別紙様式１－３ （A4）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）
分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☑コンクリート ☑コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☑アスファルト・コンクリート ☑木材		①使用する特定建設資材についてチェックマークをする
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿年、棟数＿＿棟 その他（　　）		②新築の場合は空欄で可。その他は築年数（又は建築年）を棟ごとに記入
	周辺状況	周辺にある施設 ☑住宅 □商業施設 ☑学校 □病院 ☑その他（ **幼稚園** ） 敷地境界との最短距離 約 **2** m その他（ **幹線道路（国道）沿い、交通量多い** ）		③隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☑十分 □不十分 その他（　　）	**道路使用許可済**	④工作機械の設置場所、作業空地の状況
	搬出経路	障害物 ☑有（ **未舗装** ） □無 前面道路の幅員 約 **12** m 通学路 ☑有 □無 その他（ **大型車交通可能** ）	**敷鉄板設置により工事用道路の確保** **交通整理員の常駐**	⑤搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有 （　　） ☑無		
	他法令関係（修繕・模様替工事のみ）　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有 □ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) □ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等） 特定建設資材への付着（ □有 □無 ） ☑無	□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施	⑥近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合は対処について記載
	他法令関係（修繕・模様替工事のみ）　フロン（フロン排出抑制法）	□有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） ☑無	☑ フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 □ フロン類回収済 □ フロン類回収予定	
	その他			

工程ごとの作業内容	工程	作業内容	
	①造成等	造成等の工事 ☑有 □無	⑦500万円以上の造成等の工事がある場合は、別表3も必要
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☑有 □無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☑有 □無	⑧上部構造部分とは、基礎 より上部、屋根（屋上） より下部の躯体部分を指す
	④屋根	屋根の工事 ☑有 □無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☑有 □無	
	⑥その他（ **仮設** ）	その他の工事 ☑有 □無	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）	⑨廃棄物の発生量を記入（使用量ではないことに注意）（数量は整数表示）
		☑コンクリート塊	**24** トン	☑① ☑② ☑③ ☑④ ☑⑤ ☑⑥	
		☑アスファルト・コンクリート塊	**10** トン	□① □② □③ □④ □⑤ ☑⑥	
		☑建設発生木材	**30** トン	□① □② □③ □④ □⑤ ☑⑥	
	（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

別紙様式１－４　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 （解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）
使用する特定建設資材の種類 （新築・維持・修繕工事のみ）		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿＿年 その他（　　）
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）

			工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所		作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路		障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）		□有 （　　） □無	
	他法令関係（解体・維持・修繕工事のみ）	石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有　□ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) □ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等） 特定建設資材への付着（ □有　□無 ） □無	□飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) □飛散性石綿の適正処理の実施 □非飛散性石綿の適正処理の実施
	その他			

	工程	作業内容	分別解体等の方法 （解体工事のみ）
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他　（　　）	その他の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 （解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	

		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例

別表3　　**別紙様式１－４**　　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
工事の種類		☑新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 ☑その他（ **○○施設設置工事** ）	
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		☑コンクリート　☑コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☑アスファルト・コンクリート　□木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿年 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　☑住宅　□商業施設　☑学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約 **3** m その他（ **都道上交通量多し、民家が密集** ）	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　□十分　☑不十分 その他（ **機械置場なし** ）	**隣接地を借用、道路使用許可済**
	搬出経路	障害物　□有（　）　☑無 前面道路の幅員　約 **12** m 通学路　☑有　□無 その他（ **現道上のため支障なし** ）	**交通整理員の常駐**
	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	□有 （　　） ☑無	
	他法令関係（解体・維持・修繕工事のみ）　石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則）	□有　□ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) □ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等） 特定建設資材への付着（ □有　☑無 ） ☑無	□飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則 等) □飛散性石綿の適正処理の実施 □非飛散性石綿の適正処理の実施
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　☑有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　☑有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　☑無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　☑有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　☑有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他　（　　）	その他の工事　□有　☑無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		☑コンクリート塊	**10** トン	□①　☑②　□③　□④ □⑤　□⑥
		☑アスファルト・コンクリート塊	**230** トン	□①　☑②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

①解体工事の場合はチェックマーク。鉄筋コンクリート造以外は「その他」欄に、アスファルト造など具体的に記載

②「その他」の場合は具体的に記載

③解体のみの場合は、必要なし

④築造年数を記載（新築工事の場合は空欄でよい）

⑤工事現場の周囲の状況、騒音、粉塵などの対策や安全確保の有無などについて記載

⑥調査結果：工作機械の設置場所、作業場所の状況
措置内容：作業場所の確保が十分でない場合は具体的な対策を記載。確保できている場合でも、作業場所について記載

⑦調査結果：搬出経路の状況、前面道路幅員路面状況など　措置内容：搬出経路に障害物がある場合は具体的に方法を記載。支障ない場合はその旨を記載

⑧近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合は対処について記載

⑨本体付属品とは、さく、照明設備、標識などをいう

⑩解体工事の場合のみ記入
なお、記入する場合は、特定建設資材に限らず全ての重量を、記載することの重量を、記載すること

（２）告知書

（表－６）告知書の様式及び構成

提出書類	様式等	
告知書	標準様式（別紙様式２－１）	
別表	建築物の解体工事	様式（別紙様式１－２）
	建築物の新築・増築工事	様式（別紙様式１－３）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式（別紙様式１－４）
図面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはＡ４サイズとしてください。	
工程表	標準様式（様式自由）	

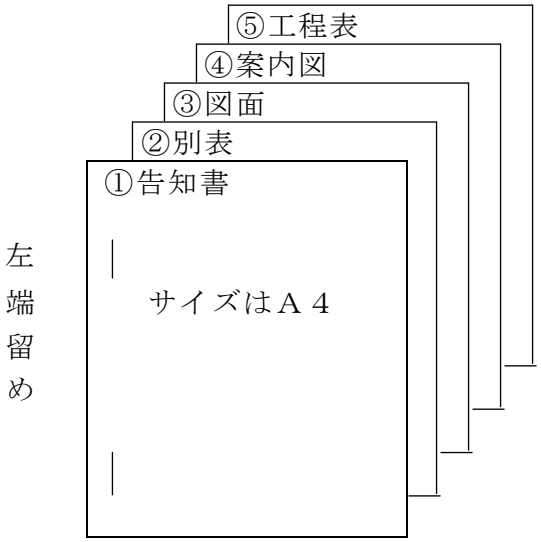

（図－５）告知書の綴り方

別紙様式２－１

告　知　書

年　　月　　日

（下請負人）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－　　

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第３項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．告 知 内 容　別添資料のとおり

４．添付資料（該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）

①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

□別表１（建築物に係る解体工事）

□別表２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②図面

③案内図

④工程表

記　入　例

別紙様式２－１

告　知　書

令和５年〇月〇日

（下請負人）
株式会社〇〇工業　様

氏名　〇〇建設株式会社　東京支店長　　解体　進
（郵便番号〇〇〇－△△△△）電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
住所　東京都　〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第３項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

１．工事の名称　道路築造工事

２．工事の場所　東京都△△区△△町△△丁目地先

３．告 知 内 容　別添資料のとおり

４．添付資料（該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）
①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）
□別表１（建築物に係る解体工事）
□別表２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
■別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
②図面　　別紙図面のとおり
③案内図　別紙案内図のとおり
④工程表　別紙工程表のとおり

（３）法第１３条及び省令第７条に基づく書面

（表－７）法第13条及び省令第７条に基づく書面様式及び構成

提出書類	様式	
法第13条及び省令第７条に基づく書面	建築物の解体工事	様式（別紙様式３－１）
	建築物の新築・増築工事	様式（別紙様式３－２）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式（別紙様式３－３）
別紙	別紙	

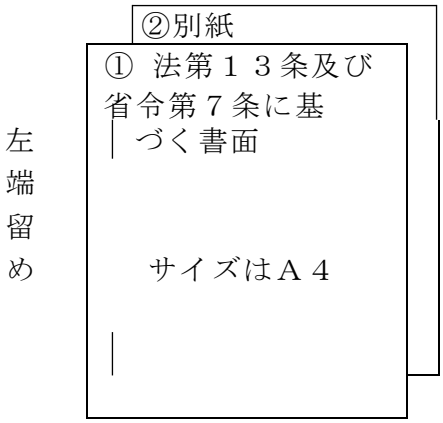

（図－６）法第１３条及び省令第７条に基づく書面の綴り方

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円(税込)

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※２、４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

記　入　例

別紙様式３－１

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（腐朽）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　○○○○○○○円(税込)

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　○○○○○○円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※２、４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

別　紙
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

記　入　例

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	○○興業㈱	東京都○○区○○町○○
建設発生木材	日本○○㈱	東京都○○市○○町○○
建設発生木材	○○ボード㈱	東京都○○市○○町○○

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　＿＿＿＿＿＿円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

記　入　例

別紙様式３－２

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　〇〇〇〇〇〇円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

別　紙
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

別　紙
（書ききれない場合は別紙に記載）

記　入　例

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	○○興業㈱	東京都○○区○○町○○ー○○
ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	○○建材㈱	東京都○○市○○町○○ー○○
建設発生木材	日本○○㈱	東京都○○市○○町○○―○○
建設発生木材	○○ボード㈱	東京都○○市○○町○○―○○

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※２、４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

記　入　例

別紙様式３－３

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　なし

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　〇〇〇〇〇〇円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※２、４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

別　紙
（書ききれない場合は別紙に記載）

記　入　例

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	㈱〇〇産業	東京都△△区△△―△△
コンクリート塊	㈱□□工業	東京都〇〇市〇〇―〇〇
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	〇〇興業㈱	東京都□□市□□―□□
ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	△△△△	東京都〇〇市〇〇―〇〇
建設発生木材	〇〇チップ工場	東京都△△市△△ー△△

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

（４）法第１３条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（表－８）法第13条及び省令第７条（下請契約用）に基づく書面様式及び構成

提出書類	様式	
法第13条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）	建築物の解体工事	様式（別紙様式３－１）
	建築物の新築・増築工事	様式（別紙様式３－２）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式（別紙様式３－３）

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　円(税込)

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　該当なし（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　該当なし（記載しない）

記　入　例

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　円(税込)

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　該当なし（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　該当なし（記載しない）

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　該当なし（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　該当なし（記載しない）

記　入　例

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有　□無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　該当なし（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　該当なし（記載しない）

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　該当なし（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　該当なし（記載しない）

記　入　例

法第 13 条及び省令第７条に基づく書面（下請契約用）

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　該当なし（記載しない）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　該当なし（記載しない）

（５）再資源化等報告書

（表－９）再資源化等報告書の様式及び構成

提出書類	様式等	
再資源化等報告書	（別紙様式４－１）	
別紙	別紙	
添付資料１	再生資源利用計画書（実施書）	
添付資料２	再生資源利用促進計画書（実施書）	

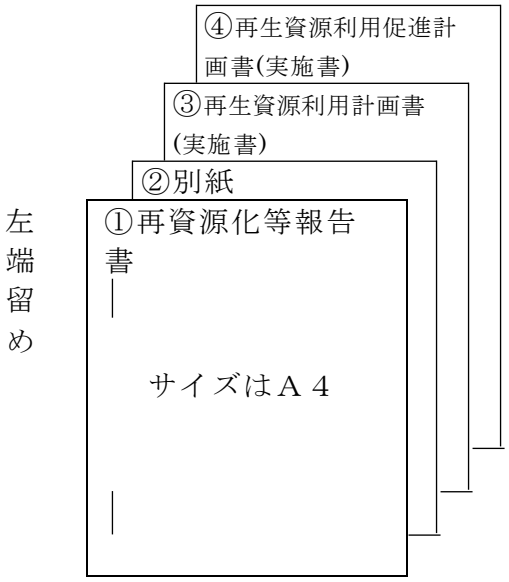

（図－７）再資源化等報告書の綴り方

別紙様式４－１

再　資　源　化　等　報　告　書

年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－　　

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．再資源化等が完了した年月日　　年　　月　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿＿＿万円（税込み）

６．　添付資料（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

□再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

□再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

記　入　例

別紙様式４－１

再　資　源　化　等　報　告　書

令和５年〇月〇日

（発注者）

東京都知事　　東　太郎　　様

氏名　〇〇建設株式会社　東京支店長　　解体　進

（郵便番号〇〇〇－△△△△）電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

住所　東京都　〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　道路築造工事

２．工事の場所　東京都△△区△△町△△丁目地先

３．再資源化等が完了した年月日　令和５年〇月〇日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	㈱〇〇産業	東京都△△区△△－△△
アスファルト・コンクリート塊	〇〇工業㈱	東京都□□市□□―□□
アスファルト・コンクリート塊	△△△△	東京都〇〇区〇〇―〇〇
建設発生木材	㈱▽▽センター	東京都▽▽市▽▽―▽▽

（書ききれない場合は別紙に記載）

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿＿＿万円（税込み）

６．　添付資料（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

□再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

□再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

別　紙
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

様式1・イ　再生資源利用計画書　ー建設資材搬入工事用ー　ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

表面

1.工事概要

発注担当者チェック欄			
発注機関名	発注機関コード＊1	担当者	
		TEL	

法人番号			
請負会社名		請負会社コード＊2	
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事	号	
会社所在地		TEL Email	

記入年月日	R.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名	工事種別コード＊3	請負金額	千 百 十 千 百 十 億 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入 万円（税込み）
工事施工場所	都道府県　市区町村　住所コード＊4	工期	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

千 百 十 億 億 億 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入 万円（税込み）

再資源化等が完了した年月日　令和　年　月　日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	百 十 万 万 万 千 百 十 一 ㎡	階数	地上　階 地下　階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2.鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　3.鉄骨造　4.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）					左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）						再生資源利用率
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*8	施工条件内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード＊4	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
	木材			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
	アスファルト・コンクリート			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
その他の建設資材	土砂			締めm^3		締めm^3						%
				締めm^3		締めm^3						%
	合計			締めm^3		締めm^3						%
	砕石			m^3		m^3						%
				m^3		m^3						%
	合計			m^3		m^3						%
	塩化ビニル管・継手			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
	石膏ボード			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%
	その他の建設資材			トン		トン						%
				トン		トン						%
	合計			トン		トン						%

コード*5

コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材）　2.再生生コン（Co再生骨材H）
3.再生生コン（Co再生骨材M）　4.再生生コン（Co再生骨材L）
5.再生生コン（その他再生材）　6.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）
7.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）　8.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
9.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）　2.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）　4.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい）

コード*6

アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.ほ場整備（農地整備）
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用　2.下水道用　3.ｹｰﾌﾞﾙ用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード*7

コンクリートについて
1.再生生コン（Co再生骨材H）　2.再生生コン（Co再生骨材M）
3.再生生コン（Co再生骨材L）　4.再生生コン（その他再生材）
5.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）　6.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
7.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）　2.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード*8

再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード*9

施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

様式2・ロ　再生資源利用促進計画書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要

表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード＊10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法コード＊11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について 搬出先名称（2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容コード＊12	搬出先場所住所	住所コード＊4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先の種類コード＊13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ②+③+⑤/① （%）
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	建設発生木材A（柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	ｱｽﾍﾞｽﾄ（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土以外の泥土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³										地山m³	地山m³	地山m³	%

コード＊10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード＊11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

コード＊12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード＊13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

※ 6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

様式1　再生資源利用実施書　ー建設資材搬入工事用ー　ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」対応版ー

表面

1.工事概要

発注担当者チェック欄			
発注機関名	発注機関コード＊1	担当者	
		TEL	

法人番号			
請負会社名		請負会社コード＊2	
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事	号	
会社所在地		TEL Email	

記入年月日	R.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名	工事種別コード＊3 ー	請負金額	千百十千百十億億億億万万万万 1万円未満四捨五入 万円（税込み）
工事施工場所	都道府県　市区町村　住所コード＊4	工期	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

千百十億億億万万万 1万円未満四捨五入 万円（税込み）

再資源化等が完了した年月日　令和　年　月　日

建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい

建築面積	百十万万万千百十一 ㎡	階数	地上　階 地下　階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2.鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　3.鉄骨造　4.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

建設資材（新材を含む全体の利用状況）					左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）						再生資源利用率
分類	小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*8	施工条件内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所 住所コード*4	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%
	木材			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%
	アスファルト・コンクリート			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%
その他の建設資材	土砂			締めm^3		締めm^3					%
				締めm^3		締めm^3					%
	合計			締めm^3		締めm^3					%
	砕石			m^3		m^3					%
				m^3		m^3					%
	合計			m^3		m^3					%
	塩化ビニル管・継手			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%
	石膏ボード			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%
	その他の建設資材			トン		トン					%
				トン		トン					%
	合計			トン		トン					%

コード*5

コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材）　2.再生生コン（Co再生骨材H）
3.再生生コン（Co再生骨材M）　4.再生生コン（Co再生骨材L）
5.再生生コン（その他再生材）　6.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）
7.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）　8.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
9.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）　2.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）　4.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい）

コード*6

アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.ほ場整備（農地整備）
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用　2.下水道用　3.ｹｰﾌﾞﾙ用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード*7

コンクリートについて
1.再生生コン（Co再生骨材H）　2.再生生コン（Co再生骨材M）
3.再生生コン（Co再生骨材L）　4.再生生コン（その他再生材）
5.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）　6.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
7.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘｭｰｽ品）　2.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード*8

再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード*9

施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

様式2　再生資源利用促進実施書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード＊10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法コード＊11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について 搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容コード＊12	搬出先場所住所	住所コード＊4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先の種類コード＊13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ②+③+⑤/① （%）
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	建設発生木材A（柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	ｱｽﾍﾞｽﾄ（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土以外の泥土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³										地山m³	地山m³	地山m³	%

コード＊10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード＊11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

コード＊12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード＊13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

※ 6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

記入例

様式1・イ　再生資源利用計画書　－建設資材搬入工事用－

－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版－

表面

法人番号	
請負会社名	（株）○○建設
建設業許可または解体工事業登録	東京都　大臣 知事　一般　12345　号
会社所在地	東京都港区○○町○○丁目○○番地○○号
請負会社コード＊2	8 1 0 0 0
TEL / Email	○○-○○○○-○○○○ / xxxx@xxx.xx.jp

個人の場合は入力不要

記入年月日	R. ○○ 年 ○ 月 ○ 日
工事責任者	○○○○
調査票記入者	○○○○

1.工事概要

発注者の管轄と工事施工場所との整合

発注機関名	東京都　都市整備局	発注機関コード＊1	1 3 0 0 9 3
発注担当者チェック欄			
担当者	○○○○	TEL	○○-○○○○-○○○○

名称とコードの一致
※別紙コード表参照

工事種別コードの確認

工事名	第○○号○○丁目道路工事	工事種別コード＊3	B - 2
工事施工場所	東京　都 道 府 県　港　市 区 町 村　○○町○○丁目○○番地	住所コード＊4	1 3 1 0 3
工事概要等	舗装工事600M、延長200M	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること

請負金額	千百十億千百十万千百十万 2500万円未満四捨五入 万円（税込み）	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 千百十億千百十万千百十万 1万円未満四捨五入 万円（税込み）
工期	令和 2 年 5 月 1 日から 令和 2 年 11 月 18 日まで	再資源化等が完了した年月日　令和　年　月　日

計画書では記入不要

建築・解体工事のみ
右欄に記入して下さい

建築・解体工事のみ記入

建築面積	百十万万万千百十一 ㎡	階数	地上　階 地下　階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造　4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画

整数あるいは小数点第三位まで入力

単位に注意

建設資材（新材を含む全体の利用状況）						左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）							再生資源利用率
分類	小分類コード＊5	規格	主な利用用途コード＊6	利用量(A) 小数点第三位まで		再生資材の名称コード＊7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード＊8	施工条件内容コード＊9	再生資材の供給元場所住所	住所コード＊4	B/A×100
特定建設資材 コンクリート	1			15	トン			トン						%
	5			68	トン	4	68	トン	○○施設（株）	6	1	東京都墨田区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 7	100 %
	合計			83	トン		68	トン						81.9 %
コンクリート及び鉄から成る建設資材				1	トン	1	0	トン	△△（株）	4	2	東京都千代田区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 1	0 %
					トン			トン						%
	合計			1	トン		0	トン						0 %
木材					トン			トン						%
					トン			トン						%
	合計				トン			トン						%
アスファルト・コンクリート	3		1	30	トン	3	15	トン	○○リサイクルセンター（株）	3	2	東京都足立区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 1	50 %
	2		3	20	トン	2	10	トン	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 3	50 %
	合計			50	トン		25	トン						50 %
その他の建設資材 土砂	2		2	45	締めm^3	2	45	締めm^3	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 3	100 %
	8		4	10	締めm^3	8	10	締めm^3	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 3	100 %
	合計			55	締めm^3		55	締めm^3						100 %
砕石					m^3			m^3						%
					m^3			m^3						%
	合計				m^3			m^3						%
塩化ビニル管・継手					トン			トン						%
					トン			トン						%
	合計				トン			トン						%
石膏ボード					トン			トン						%
					トン			トン						%
	合計				トン			トン						%
その他の建設資材	ガラスくず				トン		5	トン	（有）○○産業廃棄物処理センター	4	2	東京都江東区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 5	100 %
					トン			トン						%
	合計				トン		5	トン						100 %

具体的名称を記入

市区町村名と、住所コードの一致
※別紙コード表参照

コード＊5
コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材）　2.再生生コン（Co再生骨材H）
3.再生生コン（Co再生骨材M）　4.再生生コン（Co再生骨材L）
5.再生生コン（その他再生材）　6.無筋コンクリート二次製品（バージン骨材）
7.無筋コンクリート二次製品（リユース品）　8.再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
9.再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品（バージン骨材）　2.有筋コンクリート二次製品（リユース品）
3.再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）　4.再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい）

コード＊6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.圃場整備（農地整備）
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用　2.下水道用　3.ｹｰﾌﾞﾙ用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード＊7
コンクリートについて
1.再生生コン（Co再生骨材H）　2.再生生コン（Co再生骨材M）
3.再生生コン（Co再生骨材L）　4.再生生コン（その他再生材）
5.無筋コンクリート二次製品（リユース品）　6.再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
7.再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品（リユース品）　2.再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
3.再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード＊8
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード＊9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

記入例

様式2・ロ　再生資源利用促進計画書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画

単位に注意

整数あるいは小数点第三位まで入力

整数あるいは小数点第一位まで入力

建設副産物の種類		①発生量	現場内利用・減量					現場外搬出について																再生資源利用促進率
	場外搬出時の性状	（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用 用途コード*10	現場内利用 ②利用量 小数点第三位まで	現場内利用 うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法コード*11	減量化 ③減量化量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離	搬出先の種類コード *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	②+③+⑤ / ① （%）
資材廃棄物 特定建設	コンクリート塊	65 トン	1	20 トン	0 トン			搬出先1 （株）○○リサイクル	公共 民間	1	東京都江東区○○町○○丁目○○番地	1310 8	8 km	5	45 トン	0 トン	45 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン	0 トン		
	建設発生木材A（柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの）	3.2 トン	0	0 トン	0 トン			搬出先1 △△（株） チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市○○町○○丁目○○番地	1321 3	36 km	5	3.2 トン		3.2 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	アスファルト・コンクリート塊	300 トン	0	0 トン	0 トン			搬出先1 ○○道路（株） ○○工場	公共 民間	1	東京都葛飾区○○町○○丁目○○番地	1322	22 km	4	300 トン	0 トン	300 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン		
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	建設発生木材B（合板、集成材などが廃棄物となったもの）	10 トン	0	0 トン	0 トン			搬出先1 ○○（株） チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市○○町○○丁目○○番地	1321 3	36 km	5	10 トン		10 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	建設汚泥	200 トン	2	10 トン	10 トン	3	15 トン	搬出先1 足立区○○工事	公共 民間	1	東京都足立区○○町○○丁目○○番地	1311 21	30 km	2	150 トン	0 トン	175 トン	100 %
								搬出先2 △△（株） △△処分場	公共 民間	1	東京都小金井市○○町○○丁目○○番地	1321 00	33 km	5	25 トン	0 トン		
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
建設発生土	第一種建設発生土	300 地山m³	0	0 地山m³	0 地山m³			搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1312 3	22 km	2	170 地山m³	0 地山m³	300 地山m³	100 %
								搬出先2 ○○（株） ○○ストックヤード	公共 民間	1	東京都大田区○○町○○丁目○○番地	1311 1	14 km	5	130 地山m³	0 地山m³		
	第二種建設発生土	345 地山m³	2	45 地山m³	30 地山m³			搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1312 3	22 km	2	100 地山m³	0 地山m³	100 地山m³	42 %
								搬出先2 ○○（株） ○○処分場	公共 民間	2	東京都八王子市○○町○○丁目○○番地	1320 1	49 km	10	200 地山m³	0 地山m³		
	第三種建設発生土	50 地山m³	0	0 地山m³	0 地山m³			搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1312 3	22 km	2	20 地山m³	0 地山m³	20 地山m³	40 %
								搬出先2 ○○（株） ○○処分場	公共 民間	2	東京都八王子市○○町○○丁目○○番地	1320 1	49 km	10	30 地山m³	0 地山m³		
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
	浚渫土以外の泥土	地山m³	建設発生土のみ合計記入	地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³	建設発生土のみ合計記入	
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	695 地山m³		45 地山m³	30 地山m³										650 地山m³		420 地山m³	66.9 %

搬出先が2箇所ある場合、搬出先2にも記入する

3箇所以上にわたる場合は新しい用紙に記入

市町村名と住所コードの一致 ※別紙コード表参照

整数で記入

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

※ 6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

記入例

様式1　再生資源利用実施書　－建設資材搬入工事用－

－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」対応版－

表面

1.工事概要

発注機関名	東京都　都市整備局	発注機関コード＊1	1 3 0 0 9 3
発注担当者チェック欄		担当者	○○○○
		TEL	○○-○○○○-○○○○

発注者の管轄と工事施工場所との整合

工事種別コードの確認

法人番号			
請負会社名	（株）○○建設	請負会社コード＊2	8 1 0 0 0
建設業許可または解体工事業登録	東京都　大臣・知事　一般 12345 号		
会社所在地	東京都港区○○町○○丁目○○番地○○号	TEL / Email	○○-○○○○-○○○○ / xxxx@xxx.xx.jp

個人の場合は入力不要

記入年月日	R.○○年　○　月　○　日
工事責任者	○○○○
調査票記入者	○○○○

工事名	第○○号○○丁目道路工事	工事種別コード＊3	B － 2
工事施工場所	東京　都・府・県　港　市・区・町・村　○○町○○丁目○○番地	住所コード＊4	1 3 1 0 3
工事概要等	舗装工事600M、延長200M	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）	舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること

名称とコードの一致
※別紙コード表参照

請負金額	千百十億千百十万千百十万 2 5 0 0 0	1万円未満四捨五入 万円（税込み）
工期	令和 2 年 5 月 1 日から 令和 2 年 11 月 18 日まで	
左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千百十億千百十万千百十万 3 0 0	1万円未満四捨五入 万円（税込み）
再資源化等が完了した年月日	令和 2 年 11 月 17 日	

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

実施書では入力必要

建築・解体工事のみ記入

建築面積	百十万万千百十一 ㎡	階数	地上 階 地下 階
延床面積	㎡		
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2.鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　3.鉄骨造　4.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

整数あるいは小数点第三位まで入力

単位に注意

分類	小分類コード＊5	規格	主な利用用途コード*6	建設資材 利用量(A) 小数点第三位まで		左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい） 再生資材の名称コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード*8	施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材 コンクリート	1			15	トン			トン						%
	5			68	トン	4	68	トン	○○施設（株）	6	1	東京都墨田区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 7	100 %
	合計			83	トン		68	トン						81.9 %
コンクリート及び鉄から成る建設資材	1			1	トン	1	0	トン	△△（株）	4	2	東京都千代田区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 1	0 %
					トン			トン						%
	合計			1	トン		0	トン						0 %
木材					トン			トン						%
					トン			トン						%
	合計				トン			トン						%
アスファルト・コンクリート	3		1	30	トン	3	15	トン	○○リサイクルセンター（株）	3	2	東京都足立区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 1	50 %
	2		3	20	トン	2	10	トン	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 3	50 %
	合計			50	トン		25	トン						50 %
その他の建設資材 土砂	2		2	45	締めm^3	2	45	締めm^3	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 3	100 %
	8		4	10	締めm^3	8	10	締めm^3	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 3	100 %
	合計			55	締めm^3		55	締めm^3						100 %
砕石					m^3			m^3						%
					m^3			m^3						%
	合計				m^3			m^3						%
塩化ビニル管・継手					トン			トン						%
					トン			トン						%
	合計				トン			トン						%
石膏ボード					トン			トン						%
					トン			トン						%
	合計				トン			トン						%
その他の建設資材	ガラスくず			5	トン		5	トン	（有）○○産業廃棄物処理センター	4	2	東京都江東区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 8	100 %
					トン			トン						%
	合計			5	トン		5	トン						100 %

具体的名称を記入

市区町村名と、住所コードの一致
※別紙コード表参照

コード*5
コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材）　2.再生生コン（Co再生骨材H）
3.再生生コン（Co再生骨材M）　4.再生生コン（Co再生骨材L）
5.再生生コン（その他再生材）　6.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）
7.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）　8.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
9.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾊﾞｰｼﾞﾝ骨材）　2.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）　4.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.粗粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい）

コード*6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.ほ場整備（農地整備）
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用　2.下水道用　3.ｹｰﾌﾞﾙ用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード*7
コンクリートについて
1.再生生コン（Co再生骨材H）　2.再生生コン（Co再生骨材M）
3.再生生コン（Co再生骨材L）　4.再生生コン（その他再生材）
5.無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）　6.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
7.再生無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（ﾘﾕｰｽ品）　2.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（Co再生骨材）
3.再生有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品（その他再生材）　4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生粗粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード*8
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード*9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

記入例

様式2　再生資源利用促進実施書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

整数あるいは小数点第三位まで入力

整数あるいは小数点第一位まで入力

単位に注意

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード＊10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法コード＊11	③減量化量 小数点第三位まで	現場外搬出について 搬出先名称（2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容コード＊12	搬出先場所住所	住所コード＊4	運搬距離	搬出先の種類コード＊13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ②+③+⑤/① (%)
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	65 トン	1	20 トン	0 トン			搬出先1 （株）○○リサイクル	公共 民間	1	東京都江東区○○町○○丁目○○番地	1310 8	8 km	5	45 トン	0 トン	45 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン	0 トン		
	建設発生木材A（柱、ボードなどを加工材が廃棄物となったもの）	3.2 トン	0	0 トン	0 トン			搬出先1 △△（株） チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市○○町○○丁目○○番地	1321 3	36 km	5	3.2 トン		3.2 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	アスファルト・コンクリート塊	300 トン	0	0 トン	0 トン			搬出先1 ○○道路（株） ○○工場	公共 民間	1	東京都葛飾区○○町○○丁目○○番地	1312 2	22 km	4	300 トン	0 トン	300 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン	0 トン		
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	10 トン	0	0 トン	0 トン			搬出先1 ○○（株） チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市○○町○○丁目○○番地	1321 3	36 km	5	10 トン		10 トン	100 %
								搬出先2	公共 民間				km		トン			
	建設汚泥	200 トン	2	10 トン	10 トン	3	15 トン	搬出先1 足立区○○工事	公共 民間	1	東京都足立区○○町○○丁目○○番地	1312 1	30 km	2	150 トン	0 トン	175 トン	100 %
								搬出先2 △△（株） △△処分場	公共 民間	1	東京都小金井市○○町○○丁目○○番地	1321 0	33 km	5	25 トン	0 トン		
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスベスト（飛散性）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	300 地山m³	0	0 地山m³	0 地山m³			搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1312 3	22 km	2	170 地山m³	0 地山m³	300 地山m³	100 %
								搬出先2 ○○（株） ○○ストックヤード	公共 民間	1	東京都大田区○○町○○丁目○○番地	1311 1	14 km	5	130 地山m³	0 地山m³		
	第二種建設発生土	345 地山m³	2	45 地山m³	30 地山m³			搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1312 3	22 km	2	100 地山m³	0 地山m³	100 地山m³	42 %
								搬出先2 ○○（株） ○○処分場	公共 民間	2	東京都八王子市○○町○○丁目○○番地	1320 1	49 km	10	200 地山m³	0 地山m³		
	第三種建設発生土	50 地山m³	0	0 地山m³	0 地山m³			搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1312 3	22 km	2	20 地山m³	0 地山m³	20 地山m³	40 %
								搬出先2 ○○（株） ○○処分場	公共 民間	2	東京都八王子市○○町○○丁目○○番地	1320 1	49 km	10	30 地山m³	0 地山m³		
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土以外の泥土	地山m³	建設発生土のみ合計記入	地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³	建設発生土のみ合計記入	
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	浚渫土（建設汚泥を除く）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	695 地山m³		45 地山m³	30 地山m³										650 地山m³		420 地山m³	66.9 %

市町村名と住所コードの一致
※別紙コード表参照

搬出先が2箇所ある場合、搬出先2にも記入する
3箇所以上にわたる場合は新しい用紙に記入

整数で記入

コード＊10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード＊11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード＊13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
（再利用の目的がない場合）
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場・残土処分場

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

参　考　資　料

問合せ先一覧

①法全般に関すること ・東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物担当 （都庁第二本庁舎12階） 電話　03-5321-1111　内線 30-235 直通　03-5388-3231 ＦＡＸ　03-5388-1351
②解体工事業者登録（建設業許可）に関すること ・東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当（都庁第二本庁舎３階） 電話　03-5321-1111　内線 30-661 直通　03-5388-3353 ＦＡＸ　03-5388-1356
③届出（通知）・分別解体等に関すること 地域や建築物の延べ面積などによって届出(通知)の受理窓口（所管の特定行政庁）が異なり、都、区又は市の場合があります。詳しくは、「届出(通知)受理窓口一覧表」（７～９ページ）でご確認ください。
④申告・再資源化等に関すること （特別区の地域・島しょ地域） ・東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課規制監視担当 （都庁第二本庁舎19階） 電話　03-5321-1111　内線 42-871～42-873 直通　03-5388-3589 ＦＡＸ　03-5388-1381 （多摩地域）（八王子市以外） ・東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導担当（立川合同庁舎内） 直通　042-528-2694 ＦＡＸ　042-522-9511 （八王子市） ・八王子市環境部廃棄物対策課 直通　042-620-7458

都庁所在地：〒163-8001　東京都新宿区西新宿2-8-1

（建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス）

①東京都都市整備局 建設リサイクル全般ホームページ ・東京都建設リサイクル指針、法の解説、Ｑ＆Ａ、各種様式等を掲載 ＵＲＬ： https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy
②東京都環境局 建設廃棄物の適正処理ホームページ ・建設廃棄物再資源化施設の検索方法等を掲載 ＵＲＬ： https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/construction_waste
③国土交通省 建設リサイクルホームページ ・法律、Ｑ＆Ａ、都道府県の実施指針や問合せ窓口一覧等を掲載 ＵＲＬ： https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html

建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事

＜凡例＞○：請け負うことができる
×：請け負うことができない

既取得許可区分 解体工事（解体工事を含む工事）の種類及び元請工事の受注条件			解体工事業	土木工事業	建築工事業	その他の専門工事業	解体工事業登録
①工作物の解体等を行う工事（②～⑥を除く）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	○	×	×	×	×
②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事※１）※５）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○※７）	×	×	×
③総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事　※２）	請負代金の額	500万円未満※５）	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○※７）	×	×	×
④総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事※１）※５）	請負代金の額	1500万円未満又は150㎡未満の木造	○	○	○	×	○
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	○※７）	×	×
⑤総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事※３）	請負代金の額又は延面積	1500万円未満又は150㎡未満の木造※６）	○	○	○	×	○
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	○※７）	×	×
⑥主たる専門工事により生じる附帯的な解体工事を含む工事（①～⑤を除く）※４）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	○
		500万円以上	×	×	×	○※７）	×

※１）例えば、複数の種類の専門工事で構成されている建設工事に解体工事がある場合
※２）例えば、幹線道路上の立体交差の解体など、総合調整が必要な解体工事
※３）例えば、高層ビルの解体など、総合調整が必要な解体工事
※４）請け負った建設工事（主たる専門工事+附帯的な解体工事）は、「建築物等を除却するための解体工事」に該当しないため、業登録は不要。なお、下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。
※５）この工事中の解体工事を下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。
※６）現状としてこれに該当する工事はほとんどないと考えられる。
※７）解体工事（②④⑥の工事の場合はこれに含まれる解体工事）を自ら施工する場合は、500万円以上のときは建設業法第26条の２に規定する技術者を置くことが必要。また、下請施工させる場合は、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

④に該当する建設工事についての留意事項
・500万円未満の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は、登録免除許可業者又は登録業者であることが必要となる。
・500万円以上の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は解体工事業であることが必要となる。

＜具体例＞

工事の種類	請負代金の額	元請業者	専門工事	施工金額	下請させる場合の業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者	解体	600万円	許可業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者	解体	300万円	許可業者・登録業者
（参考例） 倉庫の建築一式工事（解体工事なし）	1300万円	誰でも可	空調設備設置	600万円	許可業者

登録業者は、代金500万円未満の場合のみ請負可能

重量換算係数表

単位：トン／m^3

		荷積み状態での換算値		実体積による換算値
		建設廃棄物処理ガイドライン値注１）	参考値	参考値
建設泥土		1.2～1.6	1.4	1.4
コンクリート塊		（建設廃材）1.6～1.8	1.8 注２）	2.35 (無筋)
アスファルト・コンクリート塊			1.8 注２）	2.35
建設発生木材		0.4～0.7	0.5	――
建設混合廃棄物	新築	――	0.31 注３）	――
	木造解体	――	0.816	――
		――	――	0.24～0.30 注４）
砕石		――	――	2.0 注５）
廃プラスチック				1.1
廃塩化ビニル管・継手		――	200(kg/m³) 注６）（管・ﾊﾟｲﾌﾟ状態）	――
廃石膏ボード		――	0.65～0.80 注７）	――
紙くず		――	――	0.5
アスベスト		――	――	0.9
金属くず		――	1.13 注８）	――

注１）「建設廃棄物処理ガイドライン」（厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修）による値。

注２）これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注３）建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果（H2.9.30）、木造解体は「関東木造建設 解体業連絡協議会」の調査結果（H3.3.4）による。

注４）建設混合廃棄物は㈳建設業協会及び㈳全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注５）盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」（(公社)日本道路協会）等による値。

注６）塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注７）（一社）石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」による値。

注８）平成18年12月27日付環廃産発第061227006号 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）別添２より

建設リサイクル法と石綿の関係Ｑ＆Ａ

①石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第２条第１項第１号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「改定版建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」（平成15年３月 建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。）44頁では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している変電施設、ＰＣＢ使用トランスの他に、ＰＣＢ含有シーリング材、ＣＣＡ等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となる。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと（ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。）が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月（令和８年２月改正））厚生労働省・環境省」、（社）日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成17年４月）を参照する。

②付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

③石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第２条第１項第３号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。事前措置としては付着物の除去、特

定建設資材に付着していない石綿含有吹付け材等の除去、ＰＣＢ使用機器の適正処理等に限られるものとして取扱い、工事着手前に除去する必要のない石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材などの有害物質の除去等は含まない。

④石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等に係る法律は？

石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び都道府県の条例等（以下「石綿関係法令」という。）があり、石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理に当たっては、これらの関係法令を遵守して行う必要がある。

なお、石綿関係法令の具体的規制内容については、別紙「石綿飛散及びばく露防止対策の概要」を参照。

⑤石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して行わなければならないが、その結果、建設リサイクル法の施行規則第２条第３項に規定する施工順序どおりに施工できない場合、同項のただし書き「ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。」に該当するか？

該当する。

⑥建築物の解体工事等に係る石綿の取扱いについては、建設業労働災害防止協会や都道府県等が定める各種のマニュアル等において、石綿含有成形板等は湿潤化等した上で、取り外し等を行うよう示されており、作業に当たっては、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をしなければならないが、この仮設設置及び安全管理に関する根拠法令は？

労働安全衛生法及び同法に係る諸規則に基づき、適正に、足場の設置等の墜落防止措置を講ずる必要がある。

⑦解体工事により発生した石綿含有成形板等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び指定都市等の条例並びに指針類などの規定による。

また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合があるので、その場合には当該受入基準等に従う必要がある。

（出典：株式会社大成出版社：建設リサイクル法と石綿の関係Ｑ＆Ａに一部加筆等）

工事業者編

建築物の解体・リフォーム工事前には

有資格者によるアスベストの事前調査が必要です！

令和5年10月1日以降に着工する、建築物の解体・リフォーム工事を行う前には、有資格者による事前調査の実施が義務となります。

事前調査とは

解体・リフォーム工事を行う建築物等（建築物・工作物）にアスベスト含有建材が使用されているか否かを確認するための調査です。

建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物等の解体・リフォーム工事※を行う前には、事前調査する必要があります。

※建築物等の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含みます。

- 設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。
- それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか、使用しているものとみなすことになります。

事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。

令和5年10月1日以降着工の建築物の解体・リフォーム工事を行う前には、以下に該当する有資格者による事前調査を行うことが義務となります！

1. 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
2. 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
3. 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※
4. 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

※一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格取得に向けて

- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。
- 講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/

事前調査の後は（工事着工前）

アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず、次の事項を実施してください。

1. 調査結果の発注者への説明（書面を交付）
2. 調査記録の作成・保存（工事終了後３年間）
3. 調査結果の現場備え置き
4. 調査結果の現場掲示（A3以上で公衆の見やすい場所に掲示）
5. 調査結果の行政への報告　など

事前調査結果の行政への報告

次のいずれかに該当する場合は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、
事前調査結果の都道府県等への報告が必須です！

- **建築物の解体** ……作業対象となる床面積の合計が80㎡以上
- **建築物のリフォーム** ……請負代金の合計が100万円以上
- **工作物※の解体・リフォーム** ……請負代金の合計が100万円以上

※アスベスト含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限ります。

報告方法と報告先

事前調査結果の報告は原則として、国の石綿事前調査結果報告システムで行います。

https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

事前調査結果の報告先自治体は、作業を行う場所（工事現場）の住所によって異なりますので、
システムで報告先を選択する際はご注意ください。

作業を行う場所（工事現場）	報告先自治体
23区	各区役所
八王子市	八王子市環境部環境保全課
市（八王子市を除く。）	【延べ面積2,000㎡未満の建築物】各市役所 【延べ面積2,000㎡以上の建築物及び工作物】 東京都多摩環境事務所環境改善課
多摩地域の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域の町村	東京都環境局環境改善部大気保全課

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから動画をチェック！

東京都 アスベスト　検索

東京都アスベスト情報サイト　https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

問い合わせ先

■東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎20階
TEL 03-5388-3493（直通）

■東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-595-8795（直通）

令和７年度
登録番号第51号
東京都環境局

R00 不要な紙にも再注記を使用しています。白紙原稿をお使いください。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.7
		石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等を伴う 封じ込め 囲い込み
		建築材料の種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有 保温材等		石綿含有吹付け 材・保温材等
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 （例　グローブ バッグの場合）1)	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 （例　グローブ バッグの場合）1)	作業場を負圧 隔離養生等
18 条の 15 第 1 項 規則 16 条の 5	3 条	事前調査	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 6 項 規則 16 条の 11	4 条の 2	事前調査結果の報告	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項	3 条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要
規則第 16 条の 4	4 条	作業計画の作成	要	要	要	要	要
法第 18 条の 17	安衛法 88 条第 3 項 石綿則 5 条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要
18 条の 15 第 5 項 規則 16 条の 9、10	3 条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4 第二号	15 条他	作業実施の掲示	要	要	要	要	要
–	33 条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要
	19 条	作業主任者の選任	要	要	要	要	要
	27 条	特別教育	要	要	要	要	要
	14 条	保護具着用	要	要	要	要	要
	7 条、15 条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6 条	隔離	負圧隔離養生	グローブ バッグ	負圧隔離養生	グローブ バッグ	負圧隔離 養生
		セキュリティゾーンの設置	要	–	要	–	要
		負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	要
		機器による漏えいの確認	要	必要に 応じて	要	必要に 応じて	要
		負圧の確認	要	–	要	–	要
	右欄に記載	湿潤化等 2)	要 （13 条）	要 （13 条）	要 （13 条）	要（6 条ただし書き、13 条）	要 （13 条）
	30 条	清　掃	要	要	要	要	要
	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要
		隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	–	要	–	要
18 条の 14 規則 6 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
1）グローブバッグは、局所的に使用されるものである。
2）石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより抜粋

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（２）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.8.1	4.8.2	4.10.2	4.9
		石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去			切断等を伴わない封じ込め、囲い込み 1)
		建築材料の種類	石綿含有保温材等			石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等
				配管保温材	屋根用折板裏断熱材	
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	断熱材を折板に付けたままの除去	作業場を隔離養生（負圧不要）等
18条の15第1項 規則16条の5	3条	事前調査	要	要	要	要
18条の15第6項 規則16条の11	4条の2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18条の15第5項	3条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則16条の4	4条	作業計画の作成	要	要	要	要
18条の17	安衛法88条第3項 石綿則5条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	安衛法・ 石綿則は要	要	要
18条の15第5項 規則16条の9、10	3条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4第二号	15条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
－	33条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27条	特別教育	要	要	要	要
	14条	保護具着用	要	要	要	要
	7条、15条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6条	隔離	隔離養生 （負圧不要）2)	－	隔離養生 （負圧不要）2)	隔離養生 （負圧不要）2)
		セキュリティゾーンの設置	－	－	－	－
		負圧の確保、集じん・排気装置の設置	－	－	－	－
		機器による漏えいの確認	－	－	－	－
		負圧の確認	－	－	－	－
	右欄に記載	湿潤化等 3)	要 （6条ただし書き）	－	要 （6条ただし書き）	－
	30条	清　掃	要	－	要	要
	6条	取り残し等の確認	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	－	要	要
		隔離解除のための粉じん飛散状況確認	－	－	－	－
18条の14 規則6条の8	3条、35条、36条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1）石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。

2）劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

3）石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより抜粋

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（３）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.11			
		石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去
		建築材料の種類	石綿含有成形板等			
			石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第１種	
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生（負圧不要）湿潤化等
18条の15第1項 規則16条の5	3条	事前調査	要	要	要	要
18条の15第6項 規則16条の1	4条の2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18条の15第5項	3条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則第16条の4	4条	作業計画の作成	要	要	要	要
18条の17	安衛法88条第3項 規則第5条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要
18条の15第5項 規則16条の9、10	3条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4第二号	15条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
－	33条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27条	特別教育	要	要	要	要
	14条	保護具着用	防じんマスク又は電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付	防じんマスク又は電動ファン付	電動ファン付
	7条、15条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6条の2、6条の3	隔離	－	－	－	隔離養生 (負圧不要)[1]
規則則別表第七	右欄に記載	湿潤化等[2]	－[3]	要 (13条第1項)	－[3]	要 （6条の2）
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	30条	清掃	要	要	要	要
	6条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18条の14 規則6条の8	3条、35条、36条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
1）湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4 （3） 3）を参照）
2）石綿等の（常時）湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。
3）粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより抜粋

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（４）

大防法条項	石綿則条項	本文記述箇所	4.12			
		石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去（電動工具は使用しない）		切断等による除去（電動工具を用いて除去）	
		建築材料の種類	石綿含有仕上塗材			
		石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	湿潤化		作業場を隔離養生等	
			（例　高圧水洗除去）	（例　剥離剤併用手工具ケレン除去）	（例　ディスクグラインダー除去）	（例　集じん装置付きディスクグラインダー除去（HEPAフィルタ付き））
18条の15第1項 規則16条の5	3条	事前調査	要	要	要	要
18条の15第6項 規則16条の11	4条の2	事前調査結果の報告	要	要	要	要
18条の15第5項	3条	事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
規則16条の4	4条	作業計画の作成	要	要	要	要
法18条の17	安衛法88条第3項 石綿則第5条	大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要
18条の15第5項 規則16条の9、10	3条	事前調査結果の掲示	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4第二号	15条他	作業実施の掲示	要	要	要	要
–	33条	喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要
	19条	作業主任者の選任	要	要	要	要
	27条	特別教育	要	要	要	要
	14条	保護具着用	防じんマスク又は電動ファン付き[1]	防じんマスク又は電動ファン付き[1]	電動ファン付き	電動ファン付き
	7条、15条	作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	6条の2 6条の3	隔離	–	–	隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）[2]
規則別表第七	右欄に記載	湿潤化等[3]	要（13条第1項）	要（13条第1項）	要（6条の3）	要[2]（6条の3）
		（飛沫防止等の養生）	○[4]	○[4]	–	–
		（床防水養生）	○[4]	–	–	–
		（汚染水処理）	○[4]	–	–	–
18条の14 規則16条の4 規則別表第七	30条	清掃	要	要	要	要
	6条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18条の14 規則6条の8	3条、35条、36条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
1）剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある。令和２年基安化発0817第１号を参照。
2）湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要（4.12.4 （3） 3）を参照）。
3）石綿等の（常時）湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。
4）「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより抜粋

労働安全衛生法・石綿障害予防規則（石綿則）の概要

令和５年度省令改正対応

石綿を含む建築物の解体・改修を行うときの注意点

解体工事や作業の発注時などにおける措置	建築物や工作物、鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を発注する場合は、直接工事を行う事業者に対してだけではなく、工事の発注者、注文者に対して情報の提供、注文者の配慮について規定しています。
情報の提供 （石綿則８条）	解体等の作業を行う仕事の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの石綿含有建材の使用状況など（設計図書など）を通知するよう努めなければなりません。また、工事の請負人による事前調査等及び作業の実施状況の記録の作成が適切に行われるように配慮しなければなりません。
注文者の配慮 （石綿則９条）	作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、事前調査や事前調査の結果を踏まえ、労働安全衛生法などの規定が遵守できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。
事前調査、提示 （石綿則３条）	解体等の作業を行う事業者は、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれの解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）の全ての材料について、石綿の使用の有無を①設計図書等の文書を確認する方法②目視により確認する方法により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。目視は単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などが設計図書等どおりであるかを確認することをいいます。 調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査をするか、石綿があるものとみなしてばく露防止措置を講ずるかいずれかが必要となります。 また、これらの調査を終了した日と調査を行った部分、その部分ごとの石綿の有無について、作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。さらに、調査方法やその他必要事項について、調査を終了した日から３年間の保存が義務付けられました。
調査及び分析調査の資格要件 （石綿則第３条）	事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施することが必要となります。 ★事前調査を実施することができる者 ＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。）の事前調査の調査者等＞ ①特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 ＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞ ①の者 ②一戸建て等石綿含有建材調査者 ＜特定工作物のうち、反応槽、加熱炉、ボイラ及び圧力容器、配管設備（建

	築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備並びに送電設備（ケーブルを含む。）の事前調査の調査者＞ ③工作物石綿事前調査者 ＜特定工作物のうち、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板並びに観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の事前調査の調査者等＞ ①の者 ③の者 ★分析調査を実施することができる者 ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者 ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるＡランク若しくはＢランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者 ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施または登録する下記の者 「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」修了者 「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」 「アスベスト分析法委員会認定ＪＥＭＣＡインストラクター」 ・一般財団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者
石綿の管理 （石綿則10条）	労働者を就業させる建築物又は船舶に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
特別の教育 （安衛則36条、石綿則27条）	作業に従事する労働者に、次の項目について教育を行わなくてはなりません。 ・石綿の有害性（30分以上） ・石綿を含む製品の使用状況（１時間以上） ・石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（１時間以上） ・保護具の使用方法（１時間以上） ・その他石綿を含む製品のばく露の防止に関し必要な事項（１時間以上）
作業主任者の選任 （石綿則19、20条）	必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

	・作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること ・保護具の使用状況を監視すること
作業計画 （石綿則４条）	あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。 ・作業の方法、順序 ・石綿粉じんの発散を防止、又は抑制する方法 ・労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法
事前調査の結果の労基署への報告 （石綿則４条の２）	下記の①～③に該当する工事の場合、労働基準監督署への報告が必要になります（原則、電子システムによる報告となります。）。 ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事 ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事 ③請負金額が100万円以上の「工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）」の解体・改修工事 〈報告が必要な内容〉 ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号・現場の住所・工事の名称、概要、工事期間・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名・工事対象の建築物、工作物の着工日、構造の概要等
届出 （安衛則90条、石綿則５条）	以下の作業を行う場合、工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません。 ・吹付け石綿（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業 ・石綿が使用されている保温材・耐火被覆材・断熱材の除去、封じ込め又は囲い込みの作業 ※従来のLV２建材の除去について「作業届」ではなく、「計画届」が必要となりました。
隔離･立入禁止 （石綿則６条、７条、15条）	建築物などの解体などの作業における吹付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う囲い込みの作業、又は保温材・耐火被覆材・断熱材の石綿の切断などを伴う除去・囲い込みの作業や封じ込めの作業を行うときは、次の措置を取らなければなりません。ただし、同等以上の効果のある措置を取ったときは、この限りではありません。 ・作業場所を隔離すること ・作業場所の排気に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること ・集じん・排気装置の排気口からの粉じんの漏えいの有無を点検すること （設置場所に何らかの変更を加えたときも漏えい点検義務が加わりました。） ・作業場所の出入口に前室、洗身室、更衣室を設置すること ・前室、洗身室、更衣室は、作業場所から労働者が退出するときに、これらの順に通過するように互いに連接させること ・作業場所、前室を負圧に保つこと

	・前室が負圧に保たれているか点検すること （負圧の点検は作業開始前に加え、作業中断時の点検義務が加わりました。） ・異常があれば作業を中止し、集じん・排気装置の補修などを行うこと ・除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者により、取り残しがないことを目視により確認すること。 建築物などの解体などの作業における石綿の切断などを伴わない囲い込みの作業、石綿の切断などを伴わない保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。 また、特定元方事業者は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません。 その他の石綿を使用した建築物の解体などを行う作業場においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
石綿含有成形品の除去 （石綿則第６条の２）	石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法によることが必要（技術上困難な場合を除く。）。 なお、石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、以下の①及び②の措置を講じる必要があります（ただし、①及び②の措置と同等以上の効果を有する措置を講じた時は、この限りではありません。）。 ①ビニルシートなどにより作業場所を隔離すること（負圧の必要はありません。）。 ②常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止すること。
石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去 （石綿則第６条の３）	石綿含有仕上塗材をディスクグラインダー又はディスクサンダーで除去するとき（高圧水洗工法、超音波ケレン工法等による除去作業は含まれません。）は、以下の①及び②の措置を講じる必要があります（ただし、①及び②の措置と同等以上の効果を有する措置を講じた時は、この限りではありません。）。 ①ビニルシートなどにより作業場所を隔離すること（負圧の必要はありません。）。 ②常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止すること。
保護具の着用 （石綿則14、44、45条）	建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む。）や、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク、送気マスクなど）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。 また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿の除去作業では、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能がある送気マスクなどに限ります。
湿潤化 （石綿則13条）	作業を行うときは、石綿を湿潤な状態にすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じる必要があります。
作業後や保護具などの	作業場所の隔離を行った際は、その作業場所内の石綿粉じんを処理するとと

保管 (石綿則６、32の２、46条)	もに、吹付け石綿の除去や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の除去の作業を行った場合は、除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ隔離の措置を解除することはできません。 足場、器具、工具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した石綿を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。 保護具などを廃棄のために容器などに梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。また、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。

その他、石綿取扱い作業時の措置

洗浄設備 (石綿則31条)	石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。
容器等 (石綿則32条)	石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の場所を定めなければなりません。 石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。
喫煙等の禁止 (石綿則33条)	石綿を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。
掲示 (石綿則34条)	石綿を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。 ・石綿を取り扱う作業場である旨 ・石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 ・石綿の取扱い上の注意事項 ・当該作業場においては、保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等
作業記録 (石綿則35条)	石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から４０年間保存しなければなりません。 ・労働者の氏名 ・従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、事前調査・分析調査の結果の概要・石綿解体等作業の実施状況の記録の概要 ・直接石綿を取り扱わない者（周辺作業従事者）にあっては、当該場所において他の労働者が従事した石綿を取り扱う作業の概要、当該周辺作業従事者が

	作業に従事した期間、事前調査・分析調査の結果の概要・石綿解体等作業の実施状況の記録の概要並びに保護具等の使用状況 ・石綿の粉じんにより著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
作業計画による作業の記録 （石綿則第35条の２）	石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、作業計画に基づき作業を行ったことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを作業終了日から３年間保存しなければなりません。 ・労働者の氏名、労働者ごとの石綿使用建築物等解体等作業従事期間 ・周辺作業従事者の氏名及び周辺作業従事者ごとの作業従事期間
健康診断 （石綿則40、43条）	石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回、また、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。 健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。